

告 示

埼玉県告示第九百二十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

一般国道四百六十八号首都圏中央連絡自動車道に係る基準点測量（二級基準点測量 七点）

三 作業地域

久喜市菖蒲町上大崎地先から久喜市下早見地先まで

四 作業期間

平成三十年九月十日から平成三十一年三月二十日まで